

【新設】（取得価額の合計額が 100 億円を超えるかどうか等の判定）

42 の 11 の 2-5 措置法第 42 条の 11 の 2 の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 100 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画（同条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）ごとに判定することに留意する。

措置法令第 27 条の 11 の 2 の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

【解説】

- 1 本制度の特別償却又は法人税額の特別控除は、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等の取得価額の合計額が 100 億円を超える場合には、その計算の基礎となる取得価額は、各特定事業用機械等の取得価額の合計で 100 億円を頭打ちとし、また、一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上の場合に限り、その新設又は増設する特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等について適用される。
- 2 したがって、逐次事業を拡大しているというような場合は、その拡大の規模の計算を期間的にどのように捉えるかが問題となるが、これについては、その新設又は増設に係る事業計画ごとにそれぞれの金額を超えるかどうかを判定することが、本通達の前段において留意的に明らかにされている。
なお、この事業計画がさらに 2 期以上の計画に分けられている場合で、その分けられた計画がそれぞれ独立した計画であると認められる場合には、その計画ごとに判定することになるものと考えられる。
- 3 加えて、これらのことは、本制度に係る一の施設又は設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても同様であり、本通達の後段では、これらのことが明らかにされている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 14 の 3-5）を定めている。